

【自由記述意見】 補足記述内容

日本共産党 奈良1区
井上良子

質問1 後期高齢者医療制度を廃止することについてどうお考えですか。

現在、サラリーマンの「被扶養者」として健保に加入している人も、75歳以上の人だけは、どんな低所得でも「被扶養家族」から切り離す、こんな差別的な医療制度が後期高齢者医療制度です。「後期高齢者」と74歳以下の方は、診療報酬（医療の値段）が別建てとなり、保険が使える医療に上限をつけてしまうものとなっています。

「後期高齢者」に手厚い治療をおこなう病院は赤字となり、医療内容を制限せざるを得なくなります。厚生労働省は、終末期医療でも75歳以上の患者には特別の診療報酬体系を持ち込むとして、患者から「過剰な延命治療を行わない」という誓約書をとったり、「終末期」の患者に「在宅死」を選択させて退院させた場合には、病院への診療報酬を加算して、後期高齢者の「病院追い出し」をすすめようとするものです。こんな制度は廃止するしかありません。

質問2 国の予算における社会保障費自然増の2,200億円削減を撤回することについてどうお考えですか。

社会保障費の自然増分を毎年削減することは、当然の結果として社会保障制度の質的低下と、国民負担の増加をもたらします。これまでの7年間に1兆6200億円もの予算が削られた結果、年金・医療・介護・福祉の各分野の施策が切り捨てられ、国民生活に多大の困難をもたらしています。とりわけ低所得者層や、子ども・高齢者へのしわ寄せは目に余るものがあります。社会保障費の削減政策をやめ、十分な財源措置が必要です。

質問3 医療費への国の負担を増やし、窓口負担を軽減することについてどうお考えですか。

医療・社会保障を財政の主役にすえ、国庫負担を計画的に増やししながら、窓口負担を引き下げる方向をめざすことは予算の組み方次第でできることです。ムダな公共事業費や軍事費の浪費を削れば財源はあります。国民健康保険も、国庫負担を計画的に増やせば、高すぎる保険料を引き下げるとともに、現在の3割負担を2割負担に引き下げる道も開けます。

質問3(1) 70～74歳の高齢者の1割負担を継続することについてどうお考えですか。

歴代の自公政府は、国庫負担を削減して医療保険財政が悪化すると、窓口負担を引き上げるというやり方を繰り返してきました。こうしたやり方は、病気の早期発見、早期治療を困難にするばかりか、受診抑制のために病気が重くなってから医療にかかることにつな

がり、かえって保険財政を悪化させることになります。窓口負担増によって医療費を抑制しようとするこれまでのやり方は、すでに破たんしています。いま、国民の批判を受けて「凍結」されている70～74歳の窓口負担の2割への引き上げを即時に撤廃することが求められます。

質問3(2) 就学前までの子どもは無料とすることについてどうお考えですか。

子ども医療費の無料化を進めることは、少子化傾向を続ける日本社会にとって、少子化防止に役立つ子育て支援策です。そのための費用は、国と地方で折半するとして、08年度では国負担分は1500億円程度であることが試算されています。子どもの医療費助成制度は、すでに何らかのかたちで、全国の都道府県・市区町村で実施されています。国が子どもの医療費無料化の基礎的施策を担うことが緊急に求められています。

質問4 診療報酬のオンライン請求義務化をやめることについてどうお考えですか。

診療報酬のオンライン化とは、「国家による個人情報管理と医療費抑制が目的」であることが、国会での日本共産党議員の質問で明らかになりました。その上、オンライン化の義務づけは、医療機関、特に開業医に大きな負担となることも明らかになっています。医療制度の改善に役立たないばかりか、医療費の削減と個人情報の収集を医療機関の負担で義務化するなどとても認められません。将来に禍根を残す。義務化を撤回し、選択の余地を残すしかないと考えます。

質問5(1) 国の責任で医師、看護師を養成し増員することについてどうお考えですか。

異常なまでの医師・看護師不足は、政治の貧困が招いたものです。医師が多くなれば医療費が増大するなどと言った政府の対応が、社会保障費の自然増すら認めない削減路線のなかで推し進められてきたものです。看護師不足についても、過酷な勤務態勢が常態化する中で、続けたくとも働き続けられない事態をつくりだしています。

医師・看護師の養成を計画的に進めるとともに、勤務態勢の改善など負担軽減を図るべきです。

質問5(2) 医療崩壊は過酷な勤務が強いられる病院勤務医の疲弊に現れています。病院勤務医の待遇改善にただちに取り組むことについてどうお考えですか。

根本的な解決策は、医師不足を解消することと、勤務医の待遇を改善することにあります。そのための医療費の財源を保障することが求められます。また職場環境の改善も重要な課題です。職場内保育所の設置、女性医師の産休中の身分保障や妊娠中の当直免除、育児休業をとった医師の代替要員・現場復帰の保障など、家庭生活との両立支援を国として支援することで、女性医師の就業が保障されることも大切な課題だと考えます。

質問 6 療養病床の廃止・削減をやめることについてどうお考えですか。

自公政府は、06年の医療改悪で、全国に38万床ある療養病床を15万床まで減らす計画を打ち出しました（介護型13万床を全廃、医療型25万床を15万床に削減）。これに基づいて、都道府県は「医療費適正化計画」を作成することが押しつけられ、療養病床の削減目標を掲げました。計画策定中の新潟、奈良、佐賀の3県を除く44都道府県（案を含む）が残す予定の療養病床数の合計は、12年度末で21万5881床です。現状（44都道府県の合計で33万1514床）より、約11万5千床減ることになります。療養病床の大幅な削減は行き場のない患者を大量に生み出すものであり、削減計画の撤回を求めます。

質問 7 歯科保険診療の範囲を縮小せず、適用範囲を広げていくことについてどうお考えですか。

気軽に歯科医療を受診し、最新の医療を受けられるようにするためには、保険適用範囲を拡大し、患者負担を軽減することが必要です。また、診療報酬を引き上げることも、医療の質の向上に欠くことができません。

質問 8 介護保険の国庫負担を増額し、介護報酬を引き上げることについてどうお考えですか。

安心できる介護制度を確立するためには、介護を支える人材を確保することが最も重要です。そのための財源として、介護保険会計への国庫負担割合を高めることが求められます。高齢者の生活と権利を守るだけでなく、介護分野に新たな雇用を生みだし、介護を理由とした離職者をへらすなど、内需を基調とした、わが国経済の民主的発展にとっても重要な効果があります。すべての高齢者の権利と生活をまもり、貧困をなくすことで、仕事と雇用をうみだし、経済も発展させていく——これこそ、憲法25条をもつわが国が21世紀にめざすべき道だと考えます。

質問 9 自主共済を保険業法の適用除外にすることについてどうお考えですか。

各種団体が、その構成員の福利厚生を目的に行っている「自主共済」を、営業目的で行っている保険会社などと同様に保険業法の対象として規制することは、結果として「自主共済」の運営を危うくし、廃止を強制することになりかねません。保険業法の改正の原因となったのは、不特定多数の消費者に被害を与えた「ニセ共済」を規制するためであり、健全に運営されている「自主共済」を規制するためではありません。したがって、法適用除外とするのは、当然のことと考えます。

質問 10 医療をはじめとする生活必需品へのゼロ税率を適用し、消費税を完全非課税とすることについてどうお考えですか。

食料品や生活必需品への消費税は、所得の少ない世帯に重く、所得の多い世帯へは軽い負担となる税制です。総務省の「家計調査」をもとに食料品への課税状況を試算すると、月収１２万円の世帯は、その収入の４０％を食料品に支出していますが、月収１０４万円の世帯では収入の７％しか食料品を購入していません。消費税の負担は支出額に比例するので、収入に対する負担率では、低所得者の方が６倍も高くなります。医療費についてみると、保険診療などの医療費は消費税非課税ですが、医療機関が仕入れる医薬品や医療機器などには消費税が課税されています。したがって、医療費の負担も増えるとともに、病院などの経営も圧迫されることになります。医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還付されるようにすることが求められます。

質問 1 1 社会保障の財源として消費税率を引き上げることにについてどうお考えですか。

消費税を社会保障の財源にという考え方は、負担能力に応じて税を負担するという経済民主主義に反したものです。この間の自公政権は、大企業・高額所得者には税負担を軽減し、逆進性の強い消費税に頼る政策を行ってきました。このため社会的弱者に重い負担がかけられてきました。社会保障費の財源に消費税をというやり方は、社会的弱者に福祉の財源を負わせるというもので、とても認めることはできません。

大企業や高額所得者に応分の負担をもとめる、税制と社会保障制度の抜本的改革をおこなうことが求められます。

質問 1 2 戦力不保持を定めた憲法 9 条を堅持することについてどうお考えですか。

改憲論者は、「9 条は現実にあわない」と主張します。ところが、２０００年に国連で開かれた NGO の会議で、「すべての国が、その憲法において、日本国憲法 9 条に表現されている戦争放棄原則を採択すること」が提案されました。世界の流れはこうした「戦争をしない国」をめざそうとしているのです。日本は、憲法 9 条の先駆的な値打ちを生かし、平和外交の先頭に立つべきで、憲法 9 条の空洞化や「死文化」はもとより、将来にわたって、戦力不保持、戦争放棄を堅持すべきです。